

令和7年4月1日

松阪市環境生活部清掃施設課

松阪市指定ごみ袋の認定における申請について

松阪市では、ごみ出しルールや分別を徹底し、もえるごみに出されている資源物の資源化等ごみ減量を図るために指定ごみ袋制を導入しています。

松阪市指定ごみ袋の製造などを希望される事業者の皆様には、事前に製造等に関する申請をしていただく必要がありますので、以下の内容を参考にいただき、必要書類を添付して申請を行ってください。

1. 指定袋の規格等

- (1) 種類 「もやししかないごみ」 1種類
- (2) 容量 Lサイズ：(45L)・Mサイズ：(30L)・Sサイズ(10L) 3種類
- (3) 色 黄色半透明
- (4) 厚さ 0.025mm以上(Sサイズについては0.020mm以上)
- (5) 材質 ポリエチレン(高密度)
- (6) 価格 販売価格は自由価格

※詳細については、松阪市指定ごみ袋の取り扱いに関する要綱をご覧ください。

2. 申請対象

認定を受けることができる対象者は、指定袋の製造、輸入、販売、配布をしようとする方で、市が指定する書類を提出できる方。

※一般販売用指定ごみ袋を製造・製作する場合は、外装袋に家庭用品品質表示法に基づく表示を行うことができる方とします。

※小売店が認定事業者から仕入れて販売する場合の登録(販売店登録)は必要ありません。

3. 申請受付

- (1) 随時受付
- (2) 受付場所 〒515-1104 松阪市桂瀬町751番地
松阪市環境生活部清掃施設課(松阪市クリーンセンター)
- (3) 申請書類

- ①松阪市指定ごみ袋事業者認定申請書（様式第1号）
- ②申請者が法人である場合は、定款及び登記簿謄本、業務経歴書、国税または、地方税の滞納がないことがわかる書類
※登記簿謄本については、現在事項全部証明書とする。
- ③申請者が個人である場合は、事業主の身分証明書及び住民票の写し、業務経歴書、国税または、地方税の滞納がないことがわかる書類
- ④認定を受けようとする袋と外袋の仕様及び印刷【デザイン】見本品
- ⑤袋の流通経路及び販売予定店がわかる書類
- ⑥その他必要書類

認定条件として、製造後、指定ごみ袋の流通前に以下のものを提出すること。

- ・製造した指定ごみ袋及び外袋用袋
- ・厚さ及び引張強度（29.4MPa 以上）を示す書類
- ・使用したインク、顔料等の成分証明書【外国語の場合は日本語訳を付けること。】

※指定ごみ袋については適正な製造及び流通に努めてください。

4. 注意事項

- （1）市民からの苦情等必要に応じて、流通している指定ごみ袋の規格検査を行う場合があります。
- （2）認定後、製造した指定ごみ袋の枚数等の報告をいただく場合があります。
- （3）認定後、申請した内容に変更がある場合、または指定ごみ袋の製造、製作、販売等を廃止する場合は、松阪指定ごみ袋の取り扱いに関する要綱の規定に基づき、速やかに届出を行ってください。
- （4）認定後、本市において指定ごみ袋の規格を追加、変更を行う場合があります。
- （5）認定後、松阪市ホームページに認定番号及び申請者名等を公表させていただきます。
- （6）外袋にデザインとして、市章や市キャラクターを使用する場合は、市章、市キャラクターを所管する部署へ申請してください。

5. 問い合わせ

〒515-1104 松阪市桂瀬町751番地

松阪市環境生活部清掃施設課（松阪市クリーンセンター）

電話 0598-36-0975 FAX 0598-36-0560